

令和2年度

第1回 定期監査の結果に関する報告

( 監査期間：令和2年4月1日から令和2年7月2日まで )

〔 税 務 部  
教 育 委 員 会  
監 査 委 員 事 務 局 〕

令和2年7月2日提出

郡山市監査委員



2 郡監査第322号  
令和2年7月2日

郡山市議会議長  
郡山市長  
郡山市教育委員会

郡山市監査委員	山本邦雄
同	橋本勉
同	近内利男
同	石川義和

令和2年度第1回定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出する。



# 令和2年度 第1回 定期監査の結果に関する報告

## 目 次

第1 準 拠 基 準 .....	1
第2 監 査 の 概 要 .....	1
1 監 査 の 種 類 .....	1
2 監 査 の 対 象 .....	1
3 監 査 の 着 眼 点 .....	2
4 監 査 の 主 な 実 施 内 容 .....	2
5 監 査 の 日 程 及 び 実 施 場 所 .....	2
第3 監 査 の 結 果 .....	3
改善を要する事項（指摘事項） .....	4
1 収入事務について .....	4
2 支出事務について .....	4
3 契約事務について .....	5
4 財産管理事務について .....	6
5 その他の事務について .....	6



# 令和2年度 第1回 定期監査の結果に関する報告

## 第1 準拠基準

郡山市監査基準

## 第2 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

### 2 監査の対象

#### (1) 対象範囲

令和元年12月1日から令和2年3月31日までに執行した財務事務

なお、関連して必要があると認めたものについては、これ以外の期間についても対象とした。

#### (2) 対象部局

##### ア 税務部

市民税課 資産税課 収納課

##### イ 教育委員会

教育委員会事務局教育総務部

総務課 生涯学習課 公民館等 図書館  
勤労青少年ホーム 美術館

教育委員会事務局学校教育部

学校管理課 学校教育推進課 教育研修センター 総合教育支援センター  
小学校 中学校 義務教育学校

なお、公民館等（43館）、小学校（49校）、中学校（25校）、義務教育学校（2校）については、次の施設を抽出して実施した。

#### 公民館等（22館）

中央公民館	富田公民館	片平公民館	喜久田公民館
日和田公民館	富久山公民館	熱海公民館	田村公民館
清水台地域公民館	開成地域公民館	名倉地域公民館	久留米地域公民館
薫地域公民館	東部地域公民館	緑ヶ丘地域公民館	富田東地域公民館

富田西地域公民館 行徳地域公民館 八山田地域公民館 高瀬地域公民館  
二瀬地域公民館 富久山総合学習センター

小学校（25校）

芳山小学校 橘小学校 開成小学校 芳賀小学校  
富田小学校 富田西小学校 大槻小学校 東芳小学校  
桑野小学校 大成小学校 緑ヶ丘第一小学校 安積第一小学校  
安積第二小学校 柴宮小学校 三和小学校 多田野小学校  
片平小学校 喜久田小学校 高倉小学校 行健小学校  
明健小学校 安子島小学校 守山小学校 御館小学校  
海老根小学校

中学校（11校）

郡山第一中学校 郡山第二中学校 郡山第四中学校 郡山第五中学校  
大槻中学校 安積第二中学校 三穂田中学校 逢瀬中学校  
日和田中学校 守山中学校 御館中学校

義務教育学校（2校）

西田学園 湖南小中学校

ウ 監査委員事務局

### 3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、組織内のチェック体制が有効に機能しているかを主眼とした。

### 4 監査の主な実施内容

事務の執行状況等に係る提出資料の試査

- (1) 帳簿、書類等の突合
- (2) 関係職員等への質問

### 5 監査の日程及び実施場所

- (1) 監査の日程

令和2年4月1日から令和2年7月2日まで

- (2) 実施場所

監査委員室ほか

- (3) 講評に対する弁明又は見解の聴取

令和2年7月2日



### 第3 監査の結果

事務の法令適合性、正確性、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか、組織の合理化に努めているかについて監査したが、**次のとおり改善を要する事項（指摘事項）があったので**、内容を十分把握してそれぞれ必要な措置を講じられたい。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なもの等については、口頭で措置を促した。

## 改善を要する事項（指摘事項）

### 1 収入事務について

#### (1) 徴収事務

使用料の徴収に誤りがあった。

郡山市農村交流センター条例第6条の2の規定により、キャンセルに伴う使用料を徴収することとなるが、徴収した金額に誤りがあった。

片平公民館

### 2 支出事務について

#### (1) 支出一般

外部講師に対する旅費及び謝礼の支給に遅延しているものがあった。

県外を起点とする市内への旅行の旅費及び講師謝礼については、通常、事後速やかに講師の口座に振り込むか資金前渡により手渡しているが、著しく遅れて支給しているものがあった。

教育研修センター

#### (2) 賃金支出事務

臨時職員の賃金支出に誤りがあった。

支出権者は、郡山市財務規則第55条第1項の規定により、支出の根拠等を確認し支出の決定をしなければならないが、賃金等を誤支給しているものがあった。

ア 有給休暇の確認を誤り、賃金が過支給となっているもの

総務課

イ 有給休暇取得等により出勤していない日の確認を誤り、通勤手当が過支給となっているもの

中央公民館

ウ 勤務を要しない日を出勤としたため、賃金及び通勤手当が過支給となっているもの

学校管理課

エ 欠勤した日を出勤としたため、賃金及び通勤手当が過支給となっているもの

総合教育支援センター

### (3) 補助金等交付事務

補助金の額の確定事務に適正でないものがあった。

補助金等の額の確定は、郡山市補助金等の交付に関する規則第 15 条の規定により、実績報告に係る書類等を審査し、当該補助事業の成果が交付決定の内容に適合すると認める場合に行うが、審査が十分ではなく、補助金の額の確定に適正でないものがあった。

学校管理課

## 3 契約事務について

### (1) 入札事務

ア 入札保証金免除の事由を明らかにした書類を作成していないものがあった。

指名競争入札により契約を締結しようとするときは、地方自治法施行令第 167 条の 13 で準用する同令第 167 条の 7 第 1 項の規定により、入札に参加しようとする者に入札保証金を納めさせなければならない。併せて入札保証金の全部又は一部を免除する場合には、郡山市契約規則第 27 条第 2 項で準用する同規則第 8 条第 2 項の規定により、その事由を明らかにした書類を作成しなければならないが、事由を明らかにした書類を作成せず免除しているものがあった。

資産税課

イ 入札参加資格者の資格確認に適切でないものがあった。

契約権者は、郡山市契約規則第 23 条第 1 項の規定により、一般競争入札を行おうとするときは、入札に参加する者の資格の有無を確認しなければならないが、契約権者以外の決裁で事務処理をしているものがあった。

中央図書館

### (2) 契約締結事務

ア 入札通知と異なる条件で契約を締結しているものがあった。

競争入札は、同一条件で複数の者に競争を行わせ、もっとも有利な価格で申し込みをした者を契約の相手方とする方式であるが、入札通知の内容と異なる内容で契約を締結しているものがあった。

生涯学習課

イ 契約保証金免除の事由を明らかにした書類を作成していないものがあった。

契約を締結するときは、地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項の規定により、契約を締結する者に契約保証金を納めさせなければならない。併せて契約保証金の全部又は一部を免除する場合には、郡山市契約規則第 8 条第 2 項の規定により、その事由を明らかにした書類を作成しなければならないが、事由を明らかにした書類を作成せず免除しているものがあった。

中央図書館 学校管理課

#### 4 財産管理事務について

##### (1) 郵券管理事務

###### ア 郵便切手等の管理が適正でないものがあった。

郵券等を購入及び使用した際は、郡山市教育委員会事務局等文書取扱規程第 40 条の規定により、その受払いの内容について郵便切手等使用簿に適正に記録して管理しなければならないが、使用簿の記載枚数と切手の枚数が一致しないものがあった。

喜久田小学校

###### イ 郵便切手等使用簿に記載漏れがあった。

郵券等を購入及び使用した際は、郡山市教育委員会事務局等文書取扱規程第 40 条の規定により、その受払いの内容について郵便切手等使用簿に適正に記録して管理しなければならないが、記載が漏れているものがあった。

高倉小学校

#### 5 その他の事務について

##### (1) 臨時職員雇用事務

###### 臨時職員の勤務の記録が適正に行われていないものがあった。

臨時職員が勤務する所属の長は、郡山市臨時職員の雇用及び勤務条件等に関する要領第 19 条の規定により、臨時職員の勤務の実績について出勤簿に記録し、これに基づいて臨時職員出勤調書を作成しなければならないが、出勤簿の確認不足により、誤った出勤調書を作成しているものがあった。

その結果、支出担当課で通勤手当を誤支給していた。

資産税課